

平成十七年内閣府令第九号

武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律施行規則

武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律(平成十六年法律第十七号)第六條第一項及び第三項、第八條第四項第四号、第十三條第一項及び第四項第五号、第十五條第二項第四号(同法第十七條第五項において準用する場合を含む)、第十六條第一項及び第三項、第十七條第三項第五号、第十八條第五号、第二十一條、第二百三十九條第二項、第四百四十三條第七号、第四百六十六條第二項、第四百八十八條第三項及び第四項、第五百五十三條第一項第三号、第五百五十八條、第六百六十條並びに第七百七十一條の規定に基づき、並びに同法第八條第三項、第九條、第四百四十三條、第六百六十八條、第七百七十四條第二項及び第四項並びに第七百七十五條第二項及び第五項の規定を実施するため、武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律施行規則を次のように定める。

目次

- 第一章 拘束及び抑留資格認定の手續(第一條―第十七條)
第二章 抑留の終了(第十八條―第二十二條)
第三章 部隊等における領置(第二十三條・第二十四條)
第四章 遺留物(第二十五條・第二十六條)
第五章 補則(第二十七條―第三十四條)
附則

第一章 拘束及び抑留資格認定の手續

(法第六條第一項に規定する部隊等)
第一條 武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律(平成十六年法律第十七号)以下「法」という。第六條第一項に規定する防衛省令で定める部隊等(自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第八條に規定する部隊等をいう。以下この条及び第三十四條において同じ。)は、次に掲げる部隊等とする。

- 一 連隊
二 群
三 団に準ずる隊であつて防衛大臣が定めるもの
四 特科隊
五 後方支援隊
六 駐屯地司令(自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第十七号)第五十一條第一項に規定する駐屯地司令をい、方面総監部又は前

各号に掲げる部隊の所在する駐屯地の駐屯地司令を除く。)が所属する部隊等(自衛隊地区病院を除く。)

七 自衛艦
八 航空基地隊(地方総監部の所在地に所在する航空基地隊を除く。)

九 基地隊
十 防備隊
十一 基地司令(自衛隊法施行令第五十一條の三第一項に規定する基地司令をい、航空方面隊司令部の所在する基地の基地司令を除く。)

十二 前各号に掲げる部隊等に準ずるものとして防衛大臣が定める部隊等(引渡し時の報告)

第二條 法第六條第三項に規定する報告は引渡しをする出動自衛官(法第四條に規定する出動自衛官をいう。)が書面により行うものとし、その様式は防衛大臣が定めるものとする。(確認記録)
第三條 法第八條第四項第四号に規定する防衛省令で定める事項は、確認記録の番号とする。
第四條 法第八條第三項に規定する確認記録は、防衛大臣の定める様式により作成するものとする。

第四條 法第九條第一項に規定する被拘束者(法第五條第一項に規定する被拘束者をいう。以下同じ。)に対する通知は、別記様式第一号の判断通知書により行うものとする。(判断同意書)
第五條 法第九條第三項に規定する被拘束者が署名する文書の様式は、別記様式第二号による。(抑留資格認定官の管轄)
第六條 法第九條第四項に規定する抑留資格認定官の管轄は、別表の上欄の組織の区分に従い、それぞれ同表の中欄に掲げる抑留資格認定官について、同表の下欄のとおりとする。(供述調書の作成)
第七條 抑留資格認定官又は法第十一條第五項に規定する認定補佐官(次条第二項及び第九條第一項において「抑留資格認定官等」という。)は、法第十一條第一項又は第二項の規定による取調べにおいて必要と認めるときは、防衛大臣の定めるところにより、供述調書を作成するものとする。

2 捕虜收容所長は、法第十一條第二項の規定により抑留資格認定官から依頼された参考人の取調べを行うときは、防衛大臣の定めるところにより、供述調書を作成するものとする。(参考人の出頭の要求等)
第八條 法第十一條第二項の規定による参考人の出頭の求めは、別記様式第三号の呼出通知書により行うものとする。
第九條 抑留資格認定官等は、自ら管理する法第十一條第二項に規定する收容区画等に留め置かれていた者については、同項の規定による参考人の出頭を求めるとなく、その承諾を得て、参考人として取り調べる事ができる。(身体検査調書)
第九條 抑留資格認定官等は、法第十一條第三項の規定により身体検査を行つたときは、身体検査調書を作成するものとする。
2 前項の身体検査調書の様式は、防衛大臣が定めるものとする。(公務所等への照会の方式)
第十條 法第十一條第四項の規定により公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めるときは、別記様式第四号の抑留資格認定事項照会書により行うものとする。(認定調査記録)
第十一條 法第十二條第一項又は第二項の規定により作成する認定調査記録の様式は、別記様式第五号による。(抑留資格認定書)
第十二條 法第十三條第一項並びに第十六條第一項及び第三項の規定による抑留資格認定並びに同条第二項の規定による抑留する必要性についての判定は、別記様式第六号の抑留資格認定書により行うものとする。(抑留資格認定通知書)
第十三條 法第十三條第一項又は第十六條第三項(同条第二項の規定により抑留する必要性がない旨の判定をした場合を除く。)の規定による被拘束者への通知は、別記様式第七号の抑留資格認定通知書(甲)により行うものとする。
2 法第十六條第一項又は第三項(同条第二項の規定により抑留する必要性がない旨の判定をした場合を除く。)の規定による被拘束者への通知は、別記様式第八号の抑留資格認定通知書(乙)により行うものとする。(認定等同意書)
第十四條 法第十三條第三項及び第十七條第二項に規定する被拘束者が署名する文書の様式は、別記様式第九号による。

調べを行うときは、防衛大臣の定めるところにより、供述調書を作成するものとする。(参考人の出頭の要求等)
第八條 法第十一條第二項の規定による参考人の出頭の求めは、別記様式第三号の呼出通知書により行うものとする。

第九條 抑留資格認定官等は、自ら管理する法第十一條第二項に規定する收容区画等に留め置かれていた者については、同項の規定による参考人の出頭を求めるとなく、その承諾を得て、参考人として取り調べる事ができる。(身体検査調書)
第九條 抑留資格認定官等は、法第十一條第三項の規定により身体検査を行つたときは、身体検査調書を作成するものとする。

2 前項の身体検査調書の様式は、防衛大臣が定めるものとする。(公務所等への照会の方式)
第十條 法第十一條第四項の規定により公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めるときは、別記様式第四号の抑留資格認定事項照会書により行うものとする。(認定調査記録)
第十一條 法第十二條第一項又は第二項の規定により作成する認定調査記録の様式は、別記様式第五号による。(抑留資格認定書)
第十二條 法第十三條第一項並びに第十六條第一項及び第三項の規定による抑留資格認定並びに同条第二項の規定による抑留する必要性についての判定は、別記様式第六号の抑留資格認定書により行うものとする。(抑留資格認定通知書)
第十三條 法第十三條第一項又は第十六條第三項(同条第二項の規定により抑留する必要性がない旨の判定をした場合を除く。)の規定による被拘束者への通知は、別記様式第七号の抑留資格認定通知書(甲)により行うものとする。

2 法第十六條第一項又は第三項(同条第二項の規定により抑留する必要性がない旨の判定をした場合を除く。)の規定による被拘束者への通知は、別記様式第八号の抑留資格認定通知書(乙)により行うものとする。(認定等同意書)
第十四條 法第十三條第三項及び第十七條第二項に規定する被拘束者が署名する文書の様式は、別記様式第九号による。

2 捕虜收容所長は、法第十一條第二項の規定により抑留資格認定官から依頼された参考人の取調べを行うときは、防衛大臣の定めるところにより、供述調書を作成するものとする。(参考人の出頭の要求等)
第八條 法第十一條第二項の規定による参考人の出頭の求めは、別記様式第三号の呼出通知書により行うものとする。
第九條 抑留資格認定官等は、自ら管理する法第十一條第二項に規定する收容区画等に留め置かれていた者については、同項の規定による参考人の出頭を求めるとなく、その承諾を得て、参考人として取り調べる事ができる。(身体検査調書)
第九條 抑留資格認定官等は、法第十一條第三項の規定により身体検査を行つたときは、身体検査調書を作成するものとする。
2 前項の身体検査調書の様式は、防衛大臣が定めるものとする。(公務所等への照会の方式)
第十條 法第十一條第四項の規定により公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めるときは、別記様式第四号の抑留資格認定事項照会書により行うものとする。(認定調査記録)
第十一條 法第十二條第一項又は第二項の規定により作成する認定調査記録の様式は、別記様式第五号による。(抑留資格認定書)
第十二條 法第十三條第一項並びに第十六條第一項及び第三項の規定による抑留資格認定並びに同条第二項の規定による抑留する必要性についての判定は、別記様式第六号の抑留資格認定書により行うものとする。(抑留資格認定通知書)
第十三條 法第十三條第一項又は第十六條第三項(同条第二項の規定により抑留する必要性がない旨の判定をした場合を除く。)の規定による被拘束者への通知は、別記様式第七号の抑留資格認定通知書(甲)により行うものとする。

(放免書)
第十五條 法第十三條第四項及び第十七條第三項に規定する放免書の様式は、別記様式第十号による。(仮收容令書)
第十六條 法第十五條第二項(法第十七條第五項において準用する場合を含む。)に規定する仮收容令書の様式は、別記様式第十一号による。(抑留令書)
第十七條 法第十八條に規定する抑留令書の様式は、別記様式第十二号による。
第二章 抑留の終了

(送還への同意)
第十八條 法第三十九條第二項に規定する同意書は、別記様式第十三号の重傷病捕虜等送還同意書へ署名することによりするものとする。
2 法第三十九條第一項の規定により通知を受けた者が、傷病の程度その他やむを得ない事情により重傷病捕虜等送還同意書に自ら署名することができないときは、当該者の利益を代表すべき捕虜代表が代わりに署名することができる。この場合において、当該捕虜代表は、その代わりに署名した理由を記載するものとする。(送還令書の様式)
第十九條 法第四十三條に規定する送還令書の様式は、別記様式第十四号による。

(送還令書を執行したとみなす方法)
第二十條 法第四十六條第一項の規定により我が国から退去することを許可された者に係る送還令書は、防衛大臣の定めるところにより捕虜收容所長が指定した出国便を運航する運送業者へ当該者を引き渡した時に執行されたものとみなす。(送還実績等の通知)
第二十一條 法第四十八條第三項に規定する捕虜收容所長が送還及び移出の実績を捕虜代表に通知する方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。

一 送還 法第四十四條第一項の規定により執行された法第四十六條第二項の規定により執行されたものとみなされ、又は法第四十九條第二項の規定により失効した送還令書の写しの送付
二 移出 法第四十七條第二項の規定により失効した抑留令書の写しの送付

一 送還 法第四十四條第一項の規定により執行された法第四十六條第二項の規定により執行されたものとみなされ、又は法第四十九條第二項の規定により失効した送還令書の写しの送付
二 移出 法第四十七條第二項の規定により失効した抑留令書の写しの送付

南西航空方面隊司令官	沖縄県	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	川島	奈良県、和歌山県、徳島県、香川県	静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県	県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県
------------	-----	--	----	------------------	--	--

別記様式第一号（第四条関係）

別記様式第一号（第四各関係）

日本国自衛隊	部 号 部 員 日
判 断 通 知 書	
殿	
<p>あなたに対し、武力攻撃事態及び存立危機事態における補償等の取扱いに関する法律第九各第一項の規定により確認した部隊的留付対象者には該当しないと判断したため、同法第九各第一項の規定により通知します。</p>	
理 由	
<p>上記の判断に同意するときは返答されます。それ以外の場合、部隊的留付認定官による留付対象者に該当するかどうかの確認を受けることができます。</p>	
自衛隊	認定部隊長（識別番号）

別記様式第二号（第五条関係）

別記様式第二号（第五各関係）

日本国自衛隊	交付番号 交付年月日
判 断 同 意 書	
<p>自衛隊 認定部隊長 殿</p>	
<p>私は、武力攻撃事態及び存立危機事態における補償等の取扱いに関する法律第九各第一項の規定により通知された留付対象者に該当しない旨の判断に同意します。</p>	
年 月 日	
(本人) _____ (署名)	

別記様式第三号（第八条関係）

別記様式第三号（第八各関係）

日本国自衛隊	部 号 部 員 日
呼 出 通 知 書	
殿	
<p>武力攻撃事態及び存立危機事態における補償等の取扱いに関する法律第十一各第二項の規定により、下記のとおりあなたに参考人として確認したいことがありますので、出席して下さい。出席の際は、この通知書を持参して下さい。</p>	
1 参考人	
氏 名	_____ (姓・名)
国 籍	_____
住 所	_____
2 出席を求めた日時及び場所	
年 月 日 時	_____
3 出席を求めた理由	
自衛隊	部隊的留付認定官

※ 本表の文字は縦書きで印刷し、使用するものとする。

別記様式第四号（第十条関係）

別記様式第四号（第十号関係）

日本国自衛隊	部 号 部 日 号
--------	--------------

抑留資格認定事項照会書

照 会
抑留資格認定官 目

抑留資格認定のため必要があるため、下記事項につき回答を願います。
武力攻撃事態及び存立危機事態における帰属等の取扱いに関する法律第十一
条第四項の規定により照会します。

記
照 会 事 項

別記様式第五号（第十一条関係）

別記様式第五号（第十号関係）

年 月 日 部 号

認定調査記録

1. 調査対象者	
氏名	(目・姓)
階級等	
出生年月日	年 月 日
身分証明書番号	
2. 調査結果	
指摘<	
参考人指摘<	
備註	
件作品	
身持	
照会事項	
3. 作成者	抑留資格認定官・認定補助官 横尾 隆 彦 (署名)

※ 下記の内容は厳格に保守し、取扱いを要します。

別記様式第六号（第十二条関係）

別記様式第六号（第十二号関係）

部 号 部 日 号

抑留資格認定書

氏 名 _____ (目・姓)

階 級 等 _____

生 年 月 日 _____

身分証明書番号 _____

向 実 日 時 _____

向 実 場 所 _____

武力攻撃事態及び存立危機事態における帰属等の取扱いに関する法律
第十一條第二項の規定により引渡しを受けた上記被拘留者につい
て、下記のとおり認定する。

認 定 要 旨

- 認定結果
- 拘留の必要性の判定
- 証拠
- 参考事項

自 衛 隊
抑留資格認定官 _____ 目

※ 下記の内容は厳格に保守し、取扱いを要します。

別記様式第七号（第十三条関係）

別記様式第七号（第十三号関係）

部 号 部 日 号

抑留資格認定通知書(甲)

照 会

あなたに対し下記のとおり(認定及び判定)したので、武力攻撃事態
及び存立危機事態における帰属等の取扱いに関する法律(第十三条第
三項)の規定により通知します。

要 旨

上記の(認定)に不備があるときは、この通知を受けた時
から二十四時間以内に、本職へ不備の理由、氏名及び生年月日、本通
知を受けた年月日等並びに申立てを行う年月日を記載した書面を提出
して、帰属資格認定等審査官に対し、帰属認定申請をすることができ
ます。
なお、帰属認定申請書提出をしたときは、帰属資格認定等審査会による
取扱いがあるまでの間、帰属取扱いに取寄せられます。

自 衛 隊
抑留資格認定官 _____ 目

通知日時： 年 月 日 時 分

※ 下記の内容は厳格に保守し、取扱いを要します。

別記様式第八号（第十三条関係）

別記様式第八号（第十三条関係）

日本国自衛隊 番 号
年 月 日

射撃資格認定通知書(乙)

殿

あなたに対し下記のとおり【認定及び判定】のため、武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律第十六条第三項の規定により通知します。

要 旨

上記の【認定又は判定】に不備があるときは、射撃指導官が求められたの期日から起算して六十日以内は、本職又は捕虜収容所長へ、氏名及び生年月日、不備の趣旨及び理由、射撃指導官の氏名と住所及び住所並びに不備申立てを行う年月日を記載した書面を提出し又はこれらの事項を口頭で述べることにより、捕虜資格認定等審査員に対し、射撃認定等審査員となることができます。

自衛隊 射撃資格認定官 _____ 印

※ 下線部分に半角カタカナで記載してください。

別記様式第九号（第十四条関係）

別記様式第九号（第十四条関係）

日本国自衛隊 交付番号
交付年月日

認定等同意書

自衛隊 射撃資格認定官 殿

私は、

武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律第十三条第一項の規定により通知された射撃対象者に該当しない旨の認定

武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律第十六条第三項の規定により通知された射撃対象者に該当する旨の認定及び射撃する必要がない旨の認定に同意します。

年 月 日

(本人) _____ (署名)

※ 「□」の内の半角カタカナで記載してください。

別記様式第十号（第十五条関係）

別記様式第十号（第十五条関係）

日本国自衛隊 番 号
年 月 日

放免書

氏 名 _____ (姓・名)

階 級 等 _____

生 年 月 日 _____

身分証明書番号等 _____

胸 章 日 時 _____

胸 章 場 所 _____

武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律第十三条第三項の規定により、下記のとおり放免したことを証明します。

(1) 放免した日 _____

(2) 放免の理由 _____

自衛隊 射撃資格認定官 _____ 印

※ 下線部分に半角カタカナで記載してください。

別記様式第十一号（第十六条関係）

別記様式第十一号（第十六条関係）

日本国自衛隊 (●) 番 号
年 月 日

取 引 合 意 書

氏 名 _____ (姓・名)

生 年 月 日 _____

胸 章 日 時 _____

胸 章 場 所 _____

上記の者を、武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律第十三条第一項の規定により、取引する法律第十三条第五項に引いて適用する第十五条第一項の規定により、取引する。

自衛隊 射撃資格認定官 _____ 印

授 予 認定資格官 _____ 印

※ 下線部分に半角カタカナで記載してください。

(裏)

執行経過			
年月日時 執行場所	年 月 日 時 分 認定補佐官 _____ 印		
年月日 収容場所 取戻者	年 月 日 _____ 印		
執行の終了	年月日 理由	年月日	取戻者 _____ 印
備考			

別記様式第十二号 (第十七条関係)

別記様式第十二号 (第十七条関係)

(表)

日本国国籍喪失

氏 名 _____ (姓・名)
 階 級 等 _____
 生 年 月 日 _____
 身分証明書番号 _____
 拘 束 日 時 _____
 拘 束 場 所 _____
 拘 留 契 機 _____

上記の者を、武力攻撃事象及び存在危機事象における捕縛等の取扱いに関する法律第十六条第五項の規定により、拘留する。

自署長
 拘留契機認定官 _____ 印

検 印 _____ 認定補佐官 _____ 印

※ 下線部分に印鑑を捺印し、捺印する。上は、

(裏)

執行経過			
年月日時 執行場所	年 月 日 時 分 認定補佐官 _____ 印		
年月日 収容場所 取戻者	年 月 日 _____ 印		
執行の終了	年月日 理由	年月日	取戻者 _____ 印
備考			

別記様式第十三号 (第十八条関係)

別記様式第十三号 (第十八条関係)

交付番号
交付年月日

重傷病捕縛等送還同意書

捕縛取寄せ長 殿

和法、武力攻撃事象及び存在危機事象における捕縛等の取扱いに関する法律第三十九条第一項の規定による送還に付、送還対象重傷病者に該当する旨の認定に基き、同法の規定による送還に同意します。

氏 名 _____ (姓・名)
 階 級 等 _____
 生 年 月 日 _____ (歳)
 身分証明書番号 _____
 本 人 _____ (署名)

※ 下線部分に印鑑を捺印し、捺印する。上は、

別記様式第十四号（第十九条関係）

日本国自動車		番号 年月日
運 送 命 書		
氏 名	_____ (姓・名)	
階 級 等	_____	
生 年 月 日	____年 ____月 ____日	
身分証明書番号等	_____	
国 籍	_____	
<p>上記の者を、武力攻撃等及び存続危機等における損害等の救済 に關する法律第四十四條第二項の規定により、以下のとおり送還 する。</p>		
(1) 送還理由	_____	
(2) 送 還 地	_____	
(3) 執行方法	_____	
自動車	_____	
	精算取扱所長	_____ 印
執行経路	執行者	印

注 不要の文字は省略して記載すること。